

研究ノート

防衛白書の変遷

——1970～1982年

植村秀樹

はじめに

I. 防衛白書の変遷を辿る

1. 1970年版
2. 1976年版
3. 1977年版
4. 1978年版
5. 1979年版
6. 1980年版
7. 1981年版
8. 1982年版

はじめに

2014年8月に刊行された『防衛白書』（正式名称は『平成26年版 日本の防衛』）は、巻頭に「刊行40回を迎えて」という特集を載せている。最初の『防衛白書』が刊行されたのは1970年11月であった。A5版で写真も白黒、全94ページというささやかなものであった。その後、5年間の空

白を経て、1976年からは毎年刊行され、今日に至っている。2014年版はカラー写真をふんだんに用いた500ページを超えるものである。

この40年余りの間、国際環境は大きく変わり、また国内の政治社会もそれにつれて大きく様変わりした。防衛白書もその変化につれて変貌を見せている。

最初の白書を刊行した当時の防衛庁長官であった中曽根康弘元首相は、2014年版の特集に寄せた一文で次のように述べている。

当時は、国民意識の中の厭戦感や嘗ての軍隊のイメージもあって、自衛隊に対する風当たりがまだまだ強い時代でした。白書の刊行によって国会で野党の追及を受け、不必要な疑心を国民の中に招きかねないとして、庁内では白書の刊行に対する慎重な声が強くなり、歴代の防衛庁長官にとって白書はある意味タブーのような存在でした。

私が白書の刊行を推進したのは、国の防衛には、何よりも国民の理解と積極的な支持、協力が不可欠であるという信念があったからです。

その後、自衛隊をめぐる国内環境も大きく変わってきた。特に2011年3月に起きた東日本大震災後の自衛隊の活動には国民の多くから称賛の声が寄せられた。私自身、壊滅的な被害を受けた岩手県陸前高田市を訪れた際、市の責任者からそうした評価を直に聞いた。当時の同市は、あらゆる面で自衛隊にすがっていたといっても過言ではない状態であった。その一方で、現在、安倍内閣はこれまでの安全保障政策を根本的に変え、自衛隊をより危険な軍事的活動の場に引き出そうとしている。2014年版白書の特集では、小野寺五典防衛大臣（当時）が「国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するために、国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備のための基本方針」を同年7月に閣議決定したことを受け

て「国際協調主義に基づく積極的平和主義のもと、これまでの平和国家としての歩みを堅持しつつ、わが国の安全と地域・国際社会の平和と安定を維持していきます」と述べている。安倍政権の「積極的平和主義」が戦後の平和主義の延長線上にあるかのような表現であるが、私の評価はこれとは全く異なるものである。それはともかく、本稿では、防衛の根柢となる思想、国民の意識の変化、および日米安全保障体制の位置づけ等に留意しつつ、その年の白書で重点を置いている問題を中心に、40冊の防衛白書の変遷を辿っていくことにしたい。白書の中身の変遷を理解する上で、その構成の変化は欠かせない要素であるため、構成の変化も見ていくこととする。そのため、煩瑣を厭わず毎号の目次の一部を掲げる。構成そのものの変化とともにそこに使われる言葉の変化にも留意したい。

尚、本稿では名称はすべて『防衛白書』とし、刊行された年の西暦年で表記する。また、仮名遣い等は一部改めることとする。

I. 防衛白書の変遷

1. 1970年版

最初の白書は、すでに述べたように当時の中曽根防衛庁長官の強い意向で刊行された。しかし、長官の挨拶や刊行の辞などは掲載されていない。構成は以下の通りである（細目は省略）。この他に「附表」として「自衛隊の組織の概要」「緊急発進の実績」など15件の資料が巻末に置かれている。

第1部 現代社会における防衛の意義

- 1 新しい日本の針路
- 2 平和の希求と世界の現実
- 3 安全保障のための人類の努力
- 4 国を守る心

第2部 日本防衛のあり方

- 1 極東における軍事情勢と予想される武力紛争
- 2 国防の基本
- 3 日本の防衛力
- 4 日米安全保障体制

第3部 自衛隊の現状と諸問題

- 1 自衛隊の現状
- 2 自衛隊の特色
- 3 防衛施設と基地対策
- 4 経済発展と自衛隊
- 5 世論と防衛

自衛隊発足から16年が過ぎた1970年は、敗戦から四半世紀の節目の年でもある。そのような年に出た最初の防衛白書を出したのは、かねて憲法改正を唱え、日米安全保障条約の批准に反対した中曽根であるが、この白書には大臣による前書きも何もない。そして本文は、「明治政府が成立した当時は、欧米の列強諸国が産業革命を経て近代の大工業を確立し、工業生産物の販路と原料・資源を求めて世界のいたるところに進出し、必要とあれば後進諸国を植民地または半植民地にしようとしている時代であつた」と、いささか大時代な始まり方をしている。文明開化と富国強兵によって国力は向上し「世界の列強の仲間入りをした」ものの、その後は「満州事変、日華事変のころになると、軍の力が著しく強大となり、ついに昭和16年12月第2次世界大戦に突入した」(p.1)。

第2次世界大戦後に誕生した国際連合は、「創設当初の大きな理想にもかかわらず、現実には平和の維持に関してまだ十分な機能を果たしているとはいえない状況にあり、国際社会における力の支配をいまだ遺憾ながら認めないわけにはゆかない」という認識がこの白書の基調をなしている (p.4-

5)。国際連合に平和の維持を依存することはできず、現実世界各地で紛争が起こっており、朝鮮戦争、中印国境紛争、中ソ国境紛争、ベトナム戦争など、アジアにおいても武力紛争が発生していることを指摘している。

このような迂遠ともいえる書き出しは、武力による防衛という考え方が当時はまだ国民の間に必ずしも浸透していなかったからであろう。2014年に中曽根が述べたように「国の防衛には、何よりも国民の理解と積極的な支持、協力が不可欠」であり、そのためには「そもそも……」から始めざるを得なかったと考えられる。そして、第1部の3「安全保障のための人類の努力」では「国際連合の理想と現実」「集団安全保障体制と中立および非同盟」「軍事技術の進歩と各国の防衛努力」と筆を進め、最後に4「国を守る心」に至る。

われわれは正義の支配する恒久平和を望んでいる。そしてわれわれは、今後も平和のうちに今日のような発展と繁栄がつづくことを切望するものである。(p.16)

ここまではともかく、この後、「わが国の独立と平和」が侵されるようなことがあってはならないが、「わが国の防衛とは、われわれの国土の安泰と、民族の文化、自由と民主主義および国民共同の生活体の安定と繁栄を守ること」となる。「民族の文化」が登場するに及んで「大時代」から「時代錯誤」へとトーンが切り替わる。

この土地の民族は一つであり、この社会および国家は分割のない一つのものであって、この独立と統一を長い間続けてきたのである。わが国のような、一民族、一国家、一言語、一億人口の個性を持つ国は他にない。(p.17)

後に首相になった中曽根は「単一民族国家」論を口にして批判を浴びるが、おそらくこの1970年当時には、(一部の専門家等を除いて)この部分が問題視されることはなかったであろう。民族が受け継いできた「言語風俗、生活体系、歴史伝統、信仰、文芸、思想」などの「精神的文化財」を守ることに力点を置くが、そもそも個人を基礎とする日本国憲法の精神と相容れないものではなかろうか。

われわれは、わが民族の共同生活体や国土の安泰と繁栄を願い、独立と平和の維持されることを祈ってやまない。(p.18)

ここでいう「われわれ」とは誰のことか。

われわれ国民は、不正な侵略からわれわれの国民共同生活体や国土を守るため、国をあげて最善の抵抗を尽さなければならない。これは国民のひとりひとりの務めであり、また祖先に対し、子孫に対する務めであり、その勤めを果たさなければならない。その務めを果たそうとする自覚が防衛の意欲であり、国を思う心であり、愛国心の発露である。愛国心は郷土への愛着であり、国が栄えよとの人間自然の情であり、誰しもが持っている心情である。たいせつなことはそれぞれをどういうときにどのように発揮するかである。真の愛国心は、単に平和を愛し、国を愛するということだけではない。国家の危急に際し身を挺して国を守るという熱意でなければならない。

戦後の風潮は、戦前の行き過ぎた国家主義に対する反動から、国を愛するという自然で人間的な感情をあえて否定するかのとき傾向が強かったが、われわれは戦後25年にしてみずから反省すべき時期に到達したと考えられる。そうして、国を愛するという自然にして健全な感情をわれわれ国民の心の中にはぐくんで行く必要があると信ずるの

である。(p.18-19)

ここでは、民族の文化を守る義務を国民に要求しているのである。上記の引用文の中に「国を愛する」と「国家の危急」が出てくる。国を愛することは当然であり、そうであれば「国家」のために身を投げ出せという具合につながられている。井伏鱒二の小説「黒い雨」には、原爆が投下された後の広島で元兵士がつぶやく「わしらは国家のない国に生まれたかったのう」という台詞がある。ここでいう国と国家の問題は、戦後25年を経て解消されたといえるのだろうか。

第2部「日本防衛のあり方」では、「極東における軍事情勢」や「予想される武力紛争」について述べた後で、2「国防の基本」へと進む。「自衛権は、国が独立国である以上、当然に持っている固有の権利」とされ、憲法は「外務からの武力攻撃を受けた場合、自衛のためこれを排除するために行なう武力の行使は放棄していない」と解釈している (p.25)。

自国を防衛するための「自主的な防衛努力」を行っているものの、「核時代の今日いかなる国も自力だけで防衛を全うすることは事実上困難」である。そこで「米国との安全保障体制によって外部からの侵略を抑止し、かつ、これに対処することとしている。これはわが国の防衛力と日米安全保障体制に基づく米国の軍事力とによって、日本防衛の万全を期するという体制である」。(p.29-30)。

ここで日米安全保障体制を「集団安全保障体制」と呼んでいることに注意を払いたい。「集団安全保障体制というのは国の自主性をふまえた上での共同防衛であって、自主防衛と矛盾するものではない」と述べているように、「共同防衛」と表現すればわかりやすいのだが、「集団安全保障」の語を用いると国連の集団安全保障と混同されやすくなる。

安全保障のあり方としては、国際連合による集団安全保障が確立され、これによって世界の平和と安全が維持されることが望ましい。
(p.8)

しかしながら現実には、「国際連合の平和維持機能は、大国間の対立によって憲章の精神が予期したとおり発揮されず」、「拒否権の行使によって、所要の決定が行えない場合が多い」(p.6-7) ために、各国は国連に頼らない安全保障政策を採らざるを得ない。しかも「東西両陣営の対立が続き、核兵器とその運搬手段の異常な発達の結果、今日の国際社会においては1国が単独で自国を完全に防衛することは困難になってきている」(p.9) ことから、国連の集団安全保障に代わるものとして「共同防衛」体制を採る国が多いというわけである (p.9)。なお、国連憲章第51条が認める集団的自衛権についても述べられているが、日本の防衛との関連については触れられてはいない。

因みに、1970年度の防衛関係費は国民総生産 (GNP) 比では0.79%であった (p.46)。

2. 1976年版

同年7月10日発行の白書は、全体の分量が174ページに倍増し、6年前に比べ、内容も充実したものとなった。坂田道太防衛庁長官による巻頭の「刊行によせて」は7ページにも及ぶ。構成は以下の通りである (細目は省略)。巻末の資料は13件、29ページにのぼる。

第1章 国際情勢の動き

1 共存と抗争

2 わが国周辺の情勢

第2章 わが国の防衛政策

- 1 防衛政策の基本
- 2 ポスト4次防——基盤的防衛力の構想
- 第3章 国民と自衛隊
 - 1 シビリアン・コントロール
 - 2 「防衛を考える会」
 - 3 国民の理解と関心
 - 4 防衛施設と周辺地域との調和
 - 5 災害派遣・民生協力の実施
- 第4章 自衛隊の現状と主な動き
 - 1 陸・海・空自衛隊の編成と定員
 - 2 第4次防衛力整備5か年計画の推移
 - 3 新しい部隊と新しい装備
 - 4 スクランプル（緊急発進）
 - 5 訓練空域等の制約
 - 6 教育の拡充
 - 7 隊員の意識
 - 8 隊員に関する施策
 - 9 装備の研究開発及び国産
 - 10 防衛関係費の動き

防衛について国民の理解を得ることに並々ならぬ意欲を見せた坂田長官による巻頭言から見ていこう。刊行までに予定を大きく超える時間がかかった事情から始まっている。

ようやく防衛白書ができあがった。昨年の暮には出したいと作業を進めていたが、ほぼ1年かかってしまった。いざとりかかってみると思いのほか難渋した。一つには、防衛問題を積極的に提起して国民の

ものにしてしようとする意欲よりも、世間に問題をひき起すまいとする配慮が先立つ、長年の防衛庁内にある消極的雰囲気にも原因があったように思う。

6年前に最初の白書が刊行されていたとはいえ、国民の理解がそれによってただちに進んだというわけではなく、四半世紀余に及ぶ「平和憲法」の時代は、防衛庁・自衛隊にとっては高い壁となっていた。そんな環境の中、坂田は白書を刊行する意義について次のように力説する。

私は、防衛白書を世に問うことによって、我が国の防衛理念が国民に理解され、国会でも国民の間においても、防衛問題が活発に議論されるようになることを期待したのであった。

坂田らしさがよく表れているのが「国民の意思を正しくくみとり、これを政策に反映させる新しい途」を求めた「政策決定の新しい試み」である。ちょうどこの頃、第四次防衛力整備計画以降の防衛力整備計画を策定する次期に来ていた。これについて坂田は次のように言う。

いろいろの段階で国民の前に、考え方や案を示し、それに対して国民の各界各層から寄せられる種々の意見を踏まえながら、更に案を煮つめる。これをまた国民に提示する。このようにすれば国民の側の大方の意見や希望、不満や反対が、よりの確に掴めるであろう。私は国民全部が納得できるような完全な案を作ることは不可能であって、国民の大方の合意が得られるようなものができればよいと思っている。その過程でいろいろな意見を聞くことが大切であると思う。(p.2)

このように「国民の理解と支持を得る」ことが何よりも大切と考える

坂田が、そのために進めた四つの方策の一つが防衛白書の刊行であった。「国民に対して資料を提供するだけでなく、新憲法の下で、他国に脅威を与えない、専守防衛という、我が国独特の防衛のあり方を周辺諸国の人々に明確に知ってもらう点でも、はなはだ重要だと思う」と考えての刊行であった (p.5)。

さらに坂田は、「国民一人一人が侵略に抵抗する意思、国を守る気概を持つこと」「憲法に則り必要最小限度の防衛力を着実に整備すること」「日米安保条約を堅持すること」を防衛の3つの柱として挙げ、3つ目の日米安保条約を実効あるものにするための方策に乗り出した。それは「有事の際の防衛協力についてはこれまで日米間で何ら話し合われたこともなく、またその作戦協力について協議すべき機関もなかった」ことから坂田のイニチアティブで行われたシュレシンジャー (James Schlesinger) 米国防長官との会談から始まった。この会談において、日米安保協議委員会の枠内で新しい協議の場を設けること、防衛庁長官と米国防長官との間で、原則として年1回の会談を持つことが合意された。ここから「日米防衛協力のための指針」の策定へとつながっていく。

さて、本文であるが、「民族」や「愛国心」を強調した6年前の中曽根白書とは異なり、この坂田白書はかなり実務的な色彩の濃いものになっている。そのことは、目次を見比べてみても一目瞭然だろう。東西関係の推移から筆を起し、北東アジア情勢などの分析へと進めている。もっとも、前回白書と同様、国連の集団安全保障措置と日米安全保障条約などの「共同防衛」(前回白書に登場した語)との区別が明瞭になされているとはいえない。「西側諸国は共同して戦争を抑止するため、それぞれ立場、立場に応じて貢献し、集団安全保障体制を通じて防衛努力を行って来た」、 「国連による平和維持機能が十分に働いていない今日の国際社会においては、地域的取極による集団安全保障体制は依然として適切な選択である」と

いった記述がそれである (p.7, 9)。

第2章「わが国の防衛政策」の1「防衛政策の基本」では、日本国憲法第9条について、「自衛権を否定したものではない」、「自衛のため必要最小限度の防衛力を持つことを禁止するものではない」という解釈を披露した上で、次のように述べる。

同時にこの規定の趣旨から、わが国の防衛力は自衛に徹する専守防衛のものでなければならない。これによって例えば、他国に脅威を与えるような長中距離弾道弾 (ICBM, IRBM)、攻撃型航空母艦、長距離爆撃機等の保有や武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領域に派遣するいわゆる海外派兵は、憲法上認められる自衛の範囲を越えるものと考えられる。(p.35)

この中の「武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領域に派遣するいわゆる海外派兵は、憲法上認められる自衛の範囲を超えている」という部分は政府見解として今日も維持されており、2015年5月26日から始まった新たな安全保障体制に関する国会質疑でも安倍晋三首相が答弁にそのまま用いている。つまり、すでに40年前からこのように定式化されており、その表現がそのまま維持されてきているのである。

日米安全保障体制については、それが「わが国の安全はもちろんその発展と繁栄のために不可欠のものであり、またわが国が広く多角的な外交を積極的に推進する場合の基盤となるもの」と評価されている。その上で、具体的な日米防衛協力のあり方の検討に乗り出すことが表明されている。

日米両国は、日米安全保障条約及びその関連取極の運用につき、日米安全保障委員会等を通じて種々の協議を行ってきたが、具体的な防衛面における日米間の協力に関する諸問題について包括的な研究協議

は行っていなかった。(p.39)

1975年8月の坂田・シュレシンジャー会談において「日米安全保障条約の円滑かつ効果的な運用のために一層緊密な協議が望ましい」という点で一致を見た両者は「両国が協力してとるべき措置につき、両国の関係当局者が安全保障協議委員会の枠内で協議を行う」ことで合意した。その協議をするための新たな機関は安全保障協議委員会の下部組織として設置されることになる。

日米安全保障協議委員会（Japan-United States Security Consultative Committee, SCC）とは、現在でこそ日米の4人の外務・防衛の閣僚による会合（通称「2プラス2」と呼ばれている）となっているが、この当時は、米国側は国務長官、国防長官ではなく、駐日米国大使と太平洋軍司令官であり、しかも太平洋軍司令官の代理として在日米軍司令官がこれを務めていた。そうした当時の日米関係からすれば、「原則として年1回」であれ、防衛庁長官と国防長官が直接会談を持つことで合意したというだけでも画期的なことといえよう。

ついでながら、いわゆる「安保ただ乗り」論についても反論を試みている。

我が国は、外交、経済その他さまざまな非軍事的手段を通じて、国際平和の維持に貢献することに政策の重点をおいている。また、わが国は、自国の安定はアジアの安定にとって不可欠であることの認識に立ち、自衛の範囲で防衛努力を払ってきている。こうした行き方は、わが国独自のものであろうが、わが国の国民はもちろん、アジアの多くの国においても支持されるであろう。(p.40)

さらに、この白書で注目すべきは「基盤的防衛力」構想を打ち出したこ

とである。それまで四次にわたる防衛力整備計画を通じて防衛力の増強を進めてきたが、「国民の間には、わが国の防衛力がどこまで拡大されるのか、政府は具体的な防衛力整備目標を示すべきではないかという声生まれている」(p.41) ことへの対応として、次のような判断に基づいて生まれたものである。

国際環境の前提が大きく変らないかぎり、わが国に対する外国からの本格的な大規模侵略の可能性は考えにくい。しかしながら、周辺地域における武力紛争の波及や小規模武力侵略の可能性までは否定し難いと判断される。(p.43)

この構想は、「平時の防衛力」として「特定の差し迫った侵略の脅威に対抗するというよりも、全体として均衡のとれた隙のないもの」とされる。脅威への対抗としての防衛力という発想からの転換であったため、「規模の増大よりも、質の向上に主眼をおいている」(p.45) ところが、主に制服組の不満の種となっていく。

本文の中で坂田白書らしさがよく出ているのが、第3章の冒頭である。

自衛隊は国民のものである。

国民ひとりひとりが安全に毎日を過せるようにするために、国民によって作られ動かされる組織である。(p.47)

こう言い切るあたりは、坂田長官自身の考えが色濃く反映されているとあっていいだろう。民族主義的な色彩の濃い中曾根白書との大きな違いである。日本国憲法は個人の尊厳に基づいており、「民族」に基盤を置くものではない。日本国憲法の平和主義と国を防衛する組織としての自衛隊を

結びつける論理がここによく誕生したといえるだろう。

こうした意識を背景に、この白書では各種の世論調査の結果も載せており、国民の自衛隊に対する意識に気を使っていることがうかがえる。また、災害派遣や民生協力にも紙幅を割くなどの工夫も見られる。

3. 1977年版

全体の分量は208ページへと増えたものの、体裁は前年度のものをほぼ踏襲している。坂田に代わって防衛庁長官となった三原朝雄による「刊行に寄せて」はわずか1ページ半という短いものであり、内容についても特筆すべきことはない。構成は次の通りである（細目は省略）。全体208ページのうち巻末の資料が50ページ余り（36件）を占めている。

- 第1章 国際情勢と軍事力
 - 1 世界の軍事構造
 - 2 北東アジアの軍事環境
- 第2章 防衛計画の大綱
 - 1 基盤的防衛力構想採用の背景
 - 2 基盤的防衛力構想の考え方
 - 3 基盤的防衛力の具体的内容
 - 4 基盤的防衛力の整備
- 第3章 当面の諸問題
 - 第1節 新戦闘機について
 - 1 新戦闘機の必要性
 - 2 機種内定の概要
 - 3 機種内定後の動き
 - 第2節 次期対潜機について
 - 1 わが国と海上交通

- 2 対潜水艦作戦と対潜機
- 3 次期対潜機装備の必要性
- 4 次期対潜機についての経緯と今後の方針

第3節 日米防衛協力

- 1 日米安全保障体制の意義
- 2 日米安全保障体制の信頼性の維持と円滑な運用態勢の整備
- 3 防衛協力小委員会の発足とその後の動き

第4章 ミグ25事件

- 1 事件の概要
- 2 防衛庁のとした措置
- 3 事件の教訓等

本文でまず目を引くのは、第1章「国際情勢と軍事力」2「北東アジアの軍事環境」の中の第4図「わが国周辺における兵力配備状況（概数）」である（p.22）。後に防衛白書の定番になっていく図である。出典は明記してないが、防衛庁独自の情報ではなく、おそらく英国の国際戦略研究所（International Institute for Strategic Studies）の年報『ミリタリー・バランス』（Military Balance）からであろう。続く第5図「わが国周辺の米軍配置」には「数値は、防衛庁推定資料による」とある（p.26）。

より本質的な問題としては、第2章「防衛計画の大綱」1「基盤的防衛力構想採用の背景」である。第4次まで続けてきたそれまでの防衛力整備5か年計画方式を改めて、「内外諸情勢が大きく変化しない限り、今後のわが国における防衛力の整備、維持及び運用の基本的指針となり、自衛隊の管理、運営の準拠となるもの」とされたのが「防衛計画の大綱」である（p.47）。この大綱には「基盤的防衛力構想」という考え方が新たに取り入れられたが、その背景を次の4点に要約して説明している。

- (1) 国民的合意を確立するための努力
- (2) 自衛隊の現状に対する反省
- (3) 防衛力整備上の国内的諸条件への配慮
- (4) 国際情勢に対する見方

(1)で「防衛のあり方に関する国民的合意を確立したい」としているのは、それまでの防衛力整備計画では、「その根底となる考え方や理論が抽象的であり、……ややもすると装備の取得計画でしかないとの批判が一部に生じ、その前提となる考え方や理論、つまりわが国の防衛のあり方の明示を求める声が生じた」ことへの対応であると説明されている。(2)の「反省」は、「所要防衛力」の名で正面装備の充実に力を入れる余り「正面に比して後方関係の整備の遅れが目立ち、全体としての能力は意外に低い水準にとどまるのではないかと憂慮されるに至った」との認識である。こうした認識を背景として、「国内的な制約なり条件」への配慮が防衛力整備において重要になってきた。主な制約は、経済財政上の制約の他、「今後多数の若年隊員を確保することは、かなりの困難を伴う」との見通しなどもある。また国際情勢については、ソ連の軍事力増強にもかかわらず、米ソ間の相互核抑止態勢によって、「東西間の全面的軍事衝突又はこれを引き起こすおそれのある大規模な武力紛争が生起する可能性は少ない」と見ていた (p.47-51)。以上のような認識によって基盤的防衛力構想は成り立っていた。

これに対して、当面する課題として第3章で次期の戦闘機および対潜機が取り上げられている。新戦闘機とは今日まで航空自衛隊の主力戦闘機となっているF-15であり、次期対潜機は、旧式化した海上自衛隊のP-2Jの後継機のことである。昨年の日米合意に基づいて、1976年7月の日米安保協議委員会において下部組織として防衛協力小委員会を設置することが決定された。同小委員会の構成は、日本側が外務省アメリカ局長、防衛庁防衛

局長および自衛隊の統合幕僚会議事務局長、米国側は在日米国大使館公使および在日米軍参謀長となった。さらに同小委員会には、作戦、情報、後方支援の3つの部会が設置された (p.131-132)。

日米安全保障体制の意義については、「地域的取極による集団安全保障体制により国の安全を保つことが依然として必要である」と位置付けている。これは、世界にはさまざまな紛争があり、国連が「外部からの侵略を有効に阻止する機能を十分に果たすに至っていない」からだとされている。ここには、安全保障を国連に頼るのが本来の筋だが、いまのところそれがまだできないので、それに代わるものとして日米安全保障体制を採っているというニュアンスがうかがえる。このころまではまだ、こういう位置づけであった。「同盟」が前面に出てくるのはまだ先のことである。

巻末の資料には早速、「日米協同訓練実績」が掲載されている。後に「共同訓練」となるが、ここでは「協同」となっている。1976年度は、潜水艦の搜索攻撃など2件が実施された。

4. 1978年版

全体の分量は259ページに増えたものの、体裁は前年度をほぼ踏襲している。防衛庁長官は金丸信であるが、長官名による「刊行に寄せて」は昨年と同じ文章を使いまわしているところもあり、おそらくこの年も官僚の作文であろう。構成は次の通りである (細目は省略)。巻末の資料は前年と同じく36件、60ページ余りである。

第1部 国際軍事情勢

- 1 国際情勢の動き
- 2 軍事構造と軍備のすう勢
- 3 北東アジアの軍事情勢

第2部 わが国の防衛政策

- 1 防衛政策の基本
 - 2 防衛力整備の推移
 - 3 防衛計画の大綱
- 第3部 防衛の現状と問題
- 第1章 わが国防衛力の整備
- 1 昭和53年度における防衛力整備の概要
 - 2 P-3Cの整備
 - 3 F-15の整備
- 第2章 日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用態勢の整備
- 1 日米安全保障体制の有効性の保持
 - 2 日米両国政府の関係者による密接な協議等
 - 3 在日米軍の施設・区域の安定的使用の確保
 - 4 在日米軍の現状
 - 5 防衛施設の現状と問題
- 第3章 防衛問題をとりまく国内環境
- 1 防衛問題をめぐる最近の動向
 - 2 自衛隊員の社会生活上の諸問題
 - 3 防衛力を支え、これを有効ならしめるための関連諸施策

第3部第2章「日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用態勢の整備」に注目したい。前年のミグ25事件のような特筆すべき出来事がなかったこともあろうが全体で34ページをこれに費やしている。まず、次の記述が目にとまる。

集団安全保障体制というのは、当然のことながら国の自主性を踏まえた上での共同防衛であり、この場合において、心すべきことは相手国に対するばく然とした期待や一方的な依存であってはならないとい

うことである。(p.136)

また、基地が引き起こすさまざまな問題について取り上げており、注意を払って慎重に記述している点がこの年の白書の特徴といえるだろう。

いわゆる基地問題は、防衛に関する国民的合意が十分得られていないわが国の事情もあって、容易に政治的、社会的問題になり易く、また、しばしばそのように取り扱われてきたが、歴史的にみるとその発生の様態は世相を反映し、時代の推移に応じて変遷をとげている。(p.151)

時代とともに変遷を経て、「基地問題の特徴」は次のようになってきている。前年9月に横浜で起きた米海兵隊機墜落事故を強く意識してのことであろう。この事件は米海軍厚木基地を離陸したRF-4Bファントム機が住宅地に墜落し、死者2人、重軽傷者7人を出すという惨事となった。

最近におけるいわゆる基地問題の特徴は、イデオロギー闘争としての基地反対運動、生活及び生産基盤である土地を確保するための基地撤去又は縮小要求、あるいは公害問題など、従来と同様なパターンで提起されている問題も依然あるものの、基地問題の発地域は、農山漁村部から都市あるいは都市化傾向の著しい地域に移り、土地の効率的利用、生活環境の確保及び環境の保存といった、いわば都市問題の一環として問題が提起されている。(p.152)

近年問題化しているのは米軍機による騒音問題であり、前述のように日本社会の変化とともに基地問題も都市化の傾向を強めている。そのため、従来の「防衛施設周辺の整備等に関する法律」(1966年制定)に続い

て、1974年には「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」を制定し、騒音対策に力を入れるようになった。この法律に基づいて住宅の防音工事の助成などが行われている。

そもそも米軍基地の変遷は次のような経緯によって縮小されてきた。

平和条約発効時の昭和27年4月、2,824施設、約1,353km²であった施設は、まず昭和27年度末までに半分以下の1,282施設となり、翌28年度末には、728施設と激減した。その後、昭和32年6月の岸・アイク共同声明によって陸上部隊が大幅に撤退したため、施設も大量に返還された結果、昭和31年度末には、自衛隊施設の共同使用も含め、458施設、約1,006km²もあった施設が、昭和34年度末には一挙に243施設、約336km²まで減少した。(p.163)

その後、都市化に伴うさらなる整理・縮小が求められるようになると、1968年12月以降、首都圏を中心に米軍基地の整理・統合が進められ、関東地方では米空軍関係の施設の大部分を東京の横田飛行場に集約することになった。いわゆる「関東計画」である。問題は沖縄である。すでに施政権の返還から5年が過ぎているが、沖縄は次のような状況であった。

沖縄における在日米軍施設・区域については、沖縄返還問題が話し合われた昭和47年1月の佐藤・ニクソン会談において、佐藤総理大臣は、「在沖縄米軍施設・区域、特に人口密集地域及び沖縄の産業開発と密接な関係にある地域に所在する米軍施設・区域が復帰後できる限り縮小されることが必要である」旨述べ、その整理統合の方針が示された。この方針に沿い、復帰後その整理縮小の努力が具体的に進められている。(p.164)

(略) 沖縄返還協定締結時において米軍が使用していた144か所、約

353km²の施設は昭和47年5月復帰に伴い、87か所、約287km²が施設・区域として提供され、他は道路、水道、電気、空港などの公共施設の用に供された。(p.164, 166)

その後、1977年末までに沖縄中南部を中心に約21km²が返還された。しかし、今日に至るまで、沖縄の米軍基地は米軍専用施設・区域全体の約74パーセントを占めており、整理・縮小・返還が十分に進んでいないことは付言するまでもない。

また、第3部第3章の「防衛問題を取りまく国内環境」では、防衛問題をめぐる動向について、各種の世論調査に注意深く目を配り、「国民の間には、防衛問題に対して無関心ないし感覚的に拒絶する風潮」であることを危惧しながらも、「防衛力が戦争のための手段ではなく、むしろ戦争を起こさせないための、すなわち、平和維持のための手段であるという意義」についての理解が進みつつあることを評価している (p.171)。

なお、第2部「わが国の防衛政策」1「防衛政策の基本」で、「わが国の自衛ための行動は、いやしくも専守防衛に徹するものでなければならず」「海外派兵のごときは、憲法上認められない」ことを確認した上で、集团的自衛権について、以下のように述べている。文中に「同盟」の文字が見えるが、この時点では日米安全保障体制を「日米同盟」と呼んでいるわけではない。

政府は、国連憲章その他により国際的には認められている集团的自衛権についても、わが国の憲法上からは、わが国の国土、国民を守る限りにおける自衛行動は禁じられていないとしても、同盟国の国土、国民に対する侵略に対処することまで認められてはいないとの考え方から、集团的自衛権の行使は、憲法上許されるものではないとの見解

をとっている。(p.57)

5. 1979年版

山下元利防衛庁長官の巻頭の辞「刊行によせて」が前年までの「である」調から「です・ます」調に変わっている。資料が53件、86ページと充実し、全体では299ページに増えているが、構成はほぼ前年のものを踏襲している。構成は次の通り（細目は省略）。

第1部 国際軍事情勢

(略)

第2部 わが国の防衛政策

(略)

第3部 わが国防衛の現状と問題

第1章 防衛力の整備

第1節 昭和54年度における防衛力整備の概要

- 1 防衛の態勢の整備
- 2 新しい部隊等
- 3 早期警戒機の整備

第2節 防衛力の運用態勢の整備

- 1 有事法制の研究
- 2 奇襲対処問題の検討
- 3 防衛研究等

第2章 隊員の教育訓練と人事施策

- 1 募集・採用
- 2 教育訓練
- 3 隊員に対する新しい施策

第3章 日米安全保障体制の有効性の保持

- 1 日米安全保障体制の有効性を保持する努力
- 2 日米防衛協力のための指針
- 3 在日米軍の駐留を円滑にするための施策

第4章 防衛問題をとりまく国内環境

- 1 国民の防衛意識の動向
- 2 国民と自衛隊との交流
- 3 防衛施設と周辺地域との調和

第1部、第2部の構成は前年とほぼ同じである。この年新たに登場したのは第3部第1章第2節に置かれた「防衛力の運用態勢の整備」と同第2章の「隊員の教育訓練と人事施策」である。

前者は、1978年7月に当時の栗栖弘臣・統合幕僚会議議長の週刊誌上での防衛法制に関する発言が「超法規発言」として物議をかもしたことと関連している。栗栖の言動は文民統制の観点から不適切であるとして、金丸信・防衛庁長官に事実上解任されたが、この年の白書でこれを取り上げているということは、栗栖発言を契機に防衛庁内で検討が進んだ、あるいは表に出すようになった、ということである。

もともと、前年度の白書でも、第3部第3章3「防衛力を支え、これを有効ならしめるための関連諸施策」では、「非常事態に際して自衛隊が行動する場合の権限や措置」等について、総理大臣の了解を得て、「自衛隊の任務遂行に関して法制上整備することが望ましい事項についてあらためて研究を始めている」ことは記されていた（p.193-194）。

後者の教育訓練に関しては、写真や図表も交えて39ページにわたって詳しく述べられている。

第3部第3章2「日米防衛協力のための指針」は、1978年11月に第17回日米安全保障協議委員会です承され、次いで国防会議と閣議に報告され了承された「日米防衛協力のための指針」（Guidelines for U.S.-Japan Defense

Cooperation) のことである。閣議では、この指針に基づいて自衛隊が米軍との間で実施する共同作戦計画の研究等にあたることも併せて了承された。日米安全保障体制については、まだ「核の脅威に対する抑止力や通常兵器による大規模侵略に対する対処能力など、わが国の保有する防衛力の足らざるところを米国との安全保障体制に依存している」(p.67) としている。なお、この表現は前年度の白書とほとんど同一である。

この年もまだ、次のような記述が残っている。

わが国の防衛政策の基本は、国際連合の平和維持機能により、世界の平和と安全が維持されることを希求し、国際連合の活動を支持しつつ、その理想の実現をみるまでの間は、「侵さず、侵されず」という立場に立って、わが国の平和と独立を確保することとしている。
(p.69)

このために、「独立を守ろうとする国民の強い意思、防衛力の充実整備及び日米安全保障体制の堅持の三つの柱」が必要であるというのである。この3本柱という考え方は、1976年の白書以来引継がれているものである。

第3部第4章「防衛問題をとりまく国内環境」は昨年度に引き続き、国民の意識の動向に関する分析が中心を占めており、自衛隊の必要性や役割、防衛体制や予算増減の是非などについて紙幅が割かれている。

6. 1980年版

長官が大村襄治に交代し、8月20日に発行された80年度版は、図表索引も含めて317ページにのぼる。毎年着実に量は増えているが、構成はほぼ前年度を踏襲しており、その上で新たなトピックを加えるかたちになっている。構成は次の通り(細目は一部省略)。

第1部 世界の軍事情勢

(略)

第2部 わが国の防衛政策

(略)

第3部 わが国防衛の現状と問題

第1章 防衛力の整備

第1節 防衛力の現状

第2節 昭和55年度防衛力整備の概要

第3節 隊員等

第4節 防衛力の運用態勢の整備

1 防衛庁中央指揮システムの整備の検討

2 有事法制の研究, 奇襲対処問題の検討及び防衛研究

3 秘密保全体制の検討

第2章 日米防衛協力

第1節 防衛問題と日米関係

第2節 日米防衛協力

第3節 日米共同訓練

1 日米共同訓練の意義

2 リムパックへの海上自衛隊の参加について

3 航空自衛隊と米軍との共同訓練について

第4節 在日米軍の駐留を円滑にするための施策

第3章 装備の新技术

第1節 防衛庁における研究開発

第2節 新しい挑戦

第4章 防衛問題をとりまく国内環境

第1節 政治の新しい動き

第2節 国民と自衛隊との交流

第3節 防衛施設と周辺地域との調和

軍備増強を続けるソ連の動向に割く紙幅がこの3年間で、13、17、19ページと着実に増えてきている。米ソの核戦力態勢等に関する記述も含めればさらに多くがソ連に関するものといえる。この年は特にソ連によるアフガニスタン侵攻（1979年12月）の直後ということからすれば、これも当然のことといえよう。この件は第1部3「中東の軍事情勢」の中で5ページほどにわたって述べられている。

この年初めて予備自衛官に関する記述が5ページほどにわたって展開されているのが目を引く。予備自衛官制度は1954年に自衛隊が発足して以来、「防衛出動時自衛隊の実力を急速かつ計画的に確保することを目的として」整備されてきたものの、「各国の予備兵力に比較して極めて少ない」のが現状である（p.145）。予備自衛官の数が少ないという状況は、今日に至るもまったく解消されていない。

正味1ページほどであるが、「統合運用」に触れた節が立てられたのも今年度の特徴といえるであろう。そこには、次のような記述が見られる。

第2次世界大戦及びそれ以降の戦争の歴史が示すように、軍事技術の発達とともに、戦争の様相も複雑になり、陸上、海上及び航空部隊が、それぞれ密接に連携し、その能力を統合して発揮することがますます重要となってきている。

わが国の防衛作戦は、有事、迅速に有効な防衛力を統合発揮して侵攻に対処する必要がある、そのためには、陸・海・空自衛隊の能力を最も効果的に発揮するように統合運用を図ることが重要である。（p.130）

第2次世界大戦後の趨勢と言いながらも、自衛隊の統合運用についての

記述がきわめて抽象的なのは、実際にはほとんど進んでいないからである。「例えば、～が相互に密接に協力し合うことが必要である」、「平素から、～する必要がある」などの記述がそれを示している。「昨年度、統合幕僚会議議長統裁による初の実動を含む統合演習を実施した」とあるように、陸・海・空の各自衛隊のセクショナリズムの強さゆえに遅々として進まなかった。昨年度の演習も「各自衛隊相互の協同要領を総合的に演練するとともに、統合に関する資料を得ることを目的として」行われたという程度のごく初歩的というよりいまだ準備段階のものに過ぎなかったのである。

防衛庁としては、このような統合演習等の積極的推進により、陸・海・空自衛隊相互の強固な連携を図りつつ、統合運用のための基盤を確立していくことが、今後も重要なことと考えている。(p.131)

国民の防衛問題に対する関心の低さを嘆き、有事法制の整備を急ぐことには熱心であるが、自衛隊自身がこの有様であった。

一方、日米間の共同訓練も自衛隊ごとに大きなばらつきがあった。海上自衛隊と米海軍との間では、掃海訓練を中心として自衛隊発足直後からすでに80回以上を数えていた。1980年には米海軍が主催して1971年から隔年で行われていた環太平洋合同演習(Rim of the Pacific Exercise)通称「リムパック」に海上自衛隊が初めて参加した。米海軍のほかカナダ、オーストラリア、ニュージーランドが参加したこの合同演習に海上自衛隊はヘリコプター搭載護衛艦(DDH)「ひえい」とミサイル搭載護衛艦(DDG)「あまつかぜ」のほか、対潜哨戒機8機を派遣した。航空自衛隊は1978年末から米空軍との間で戦術技量の向上を図るための共同訓練を開始した。陸上自衛隊はこの時点ではまだ行っていない。

1980年4月、衆議院本会議で「安全保障特別委員会」が設置されること

が議決された。同委員会の目的は「日米安全保障条約及び自衛隊等国の安全保障に関する諸問題を調査し、その対策を樹立する」こととされている(p.207-208)。

なお、例年通りではあるが、国連憲章第51条で認められている集団的自衛権については、「憲法上許されるものではないとの見解をとっている」と記されている(p.81)。

7. 1981年版

前年に引き続き大村襄治長官の下で刊行された81年版は、全体で323ページとほぼ前年並みとなった。構成も前年度版に近いが、全体を通して部・章・節という形式が統一されてきている。資料は昨年の53件から40件に減少したが、100ページ足らずを占めている。構成は次の通り(細目は省略)。

第1部 世界の軍事情勢

第1章 概観

(略)

第2章 欧州地域の軍事情勢

(略)

第3章 中東・インド洋地域の軍事情勢

(略)

第4章 東アジア・西太平洋地域の軍事情勢

(略)

第2部 わが国の防衛政策

第1章 わが国の防衛力の意義

第1節 国家と防衛

第2節 軍事力の意義

第3節 日本が果たすべき使命

- 第4節 わが国の防衛
- 第2章 わが国の防衛政策の歩み
(略)
- 第3部 わが国防衛の現状と課題
 - 第1章 国民と防衛
 - 第1節 国を守る心
 - 第2節 国民と防衛問題
 - 第2章 自衛隊
 - 第3章 日米防衛協力
 - 第1節 日米両国政府の関係者による協議
 - 第2節 「日米防衛協力のための指針」及びこれに基づく研究
 - 第3節 日米共同訓練及び装備・技術協議
 - 第4節 在日米軍の現状
 - 第5節 在日米軍の駐留を円滑にするための施策

この年の白書の特徴としてまず目につくのは、ヨーロッパの軍事情勢に多くを割いていることである。ソ連の軍備拡張とアフガニスタンへの侵攻がNATOとWPOとの間の緊張感も高めた。「米ソの戦略核戦力がほぼ均衡した」ことを受けて「欧州地域における戦域核戦力と通常戦力のバランスが、改めて重要な問題となってきている」ことに防衛庁も注目した (p.46-47)。特に新型爆撃機TU-22バックファイアや中距離核ミサイルSS-20の配備などに神経をとがらせている様子がうかがえる。

第2部第2章第1節「防衛政策に関する主要な論議」が、憲法第9条で禁じている「戦力」の定義や自衛権の行使などをめぐるこれまでの国会での政府答弁などを整理している。集団的自衛権に関しては、「日本の憲法ではやはり認められていない」、「わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られる

のであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないとわざるを得ない」といった内閣法制局長官の答弁が並んでいる（p.139-140）。

次に、第3部第1章第1節が「国を守る心」となっているように、この年は再び愛国心が頭をもたげてきたに注目したい。第2部第1章第1節「国家と防衛」にも次のような記述がある。

我々は何を守るべきか、日本人として最も大切なものは何か。

この種の調査は、従来から多くの調査機関によって行われている。そこにみられる日本人の意識は様々であって、守るべきものとして、国の独立と名誉、個人の権利や自由、国家、国土、家族、文化や伝統、民主主義、豊かな社会などが挙げられている。日本国民は……、日本人としての……。国民の多様な意識や価値観を受け入れ、その多彩な活動を支えることができるのは、自由で、経済的に活力のある国家である。

このことから、守るべきものは、国民であり国土であると同時に、多様な価値観を有する国民にそれを実現するため、最大限の自由を与え得る国家体制であると考えべきではなかろうか。換言すれば、国防の目的も、民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。（p.102）

こうした記述に見え隠れしているのが国家主義であると同時に反共主義でもある。他国から侵略を受けた場合には「国民に自由を与え得る国家体制を失う」（p.103）とあるのは、共産主義国（ソ連）の影響下には入らないという意志であろう。表現は柔らかいものの「国家体制」を守ることを明確にしているところに鮮明な反共主義イデオロギーを見て取ることができる。

さて第3部第1章第1節が「国を守る心」であるが、「一般に、国の防衛とは、武力によって国を守る軍事防衛を基本とし、それに非軍事的防衛を加えた総合的なものであるとして理解されている」という常識的な一文から始まる。そして、それを担うのは自衛隊のみにとどまらず、「国民の防衛に対する深い理解と支持、またそれを基盤とした国民一人一人の、自らの国は自らの手で守るという気概と、その発露としての、共に国の防衛に参加・協力するという意志、さらには、自らを自らの手で守るための行動が有機的に統合されることが必要である」と国民の参加を求めている(p.165-166)。ここで、政府(防衛庁)の危惧が浮上する。

しかし、国民の国を守る気概という言葉について、わが国においては、偏狭で、排他的な愛国心を意味するものとし「タブー」視する見方や、今や世界は狭い国家の枠を超えた世界市民としての自覚を要請される時代であり、この言葉はもはや「古くさい」とする見方があることも事実である。(p.166)

こうした見方、すなわち、「国民の国を守る気概」などという観念は「偏狭で、排他的な愛国心」であり「古くさい」という見方を何とかしたい、というのが防衛庁の問題意識であった。そこで次のように議論が始まる。

我々はさながら空気や水の有難さを実感しないように、ややもすると国家の存在を忘れ易い。国民がなければ国家は存在しないが、また反面、国家が失われれば個々の国民の自由も安全保障されなくなるということも冷静に認識しなければならないであろう。(p.166)

ここまでは理解できる。国民が個人の自由や安全のために国家を作ることと同意したという社会契約説の観点からみても妥当な見解といえる。そ

の先は次のような展開を見せる。

我々国民は、不正な侵略から自由や平和な生活、経済的繁栄あるいは美しい国土を守るため、最善の努力を尽くさなければならない。これは国民一人一人の務めであり、また祖先に対し子孫に対する務めでもあろう。その務めを果たそうとする自覚が防衛の意欲であり、国を思う心であり、愛国心の発露である。愛国心は郷土への愛着であり、我々の生活共同体が平和のうちに発展することを願う人間自然の情であり、誰しもが持っている心情である。大切なことは、それをどういうときに、どのように発揮するかである。真の愛国心は、単に平和を愛し、国を愛するというだけではなく。国家の危急に際し、力を合わせて国を守るという熱意となって現れるものである。(同前)

こうして、個人の責任感が「国」に対する「務め」となり「愛国心」として「国家」に回収されていく回路が作られる。それを「どのように発揮するか」といえば、「国家の危急に際し、力を合わせて国を守る」、すなわち「お国」のために命を差し出すことを国民に求めることになる。自分で自分を守るという意味での自衛の延長線上にある「国を守る」と「国家の危急……」が果たして同一か。必ずしも同一とはいえない場合があるというのが、日本国民の歴史の教訓でもあり、長く国民の間に染み付いた実感でもあった。ただし、「民族」という用語は注意深く回避されている。

第3部第3章の前書きでこの年5月に行われた日米首脳会談に触れ、「安保防衛問題に多くの時間がさかれた」とだけ記されているが、この後で日米共同声明が発表された。その中に「首相と大統領は、日米両国間の同盟関係は、民主主義及び自由という両国が共有する価値の下に築かれていることを認め、両国間の連帯、友好および相互信頼を再確認した」とい

う文言があったことが論議を呼んだ。記者会見で「同盟」の意味を問われた鈴木善幸首相は「自由と民主主義, 自由市場の経済体制という価値観では日米は同じ立場だ。これを守っていこうという立場を含めて同盟関係とっている。軍事的な意味合いは持っていない」として日米安保体制の軍事同盟としての性格を否定する旨の発言をした。宮澤喜一内閣官房長官はこれに同調したものの、伊東正義外務大臣は、日米安全保障体制に軍事同盟の意味合いが含まれるとして辞任したが、この件には一切触れていない(p.204)。政府の公式見解では日米安保体制ははまだ「同盟」ではなかった。因みに、最初に「同盟」を使った日本の首相は前任の大平正芳である。1979年に訪米した大平がジミー・カーター米大統領との首脳会談の中で日米関係を「同盟」と表現した。

ところで、この年の白書には「総合安全保障」という概念が登場している。「一般に今日の安全保障においては、軍事面の努力もさることながら非軍事面の努力がきわめて重要となっている」という認識のもとに、軍事・非軍事の両面にわたる施策を「総合的かつ整合的に」推進することを強調している。そうした「総合的な施策」の実施のために「経済、外交等の諸施策のうち、安全保障の視点から総合性を確保する上で、関係行政機関において調整を要するものについて協議するため」に総合安全保障関係閣僚会議が内閣に設置された(p.103-104)。

8. 1982年版

図表や写真の一部にカラー印刷が初めて導入され、全体で359ページとなった1982年版は同年9月に伊藤宗一郎長官の下で刊行された。資料は40件、100ページ余りと前年並みである。目次を見る限り特に目新しいものは見当たらない。構成は次の通り(細目は省略)。

第1部 世界の軍事情勢

第1章 世界の軍事構造

(略)

第2章 アジア及びその周辺の軍事情勢

(略)

第2部 わが国の防衛政策

第1章 わが国の安全保障と防衛力

第1節 安全保障

第2節 防衛力の意義と役割

第3節 国を守る気概と防衛関連施策

第4節 総合安全保障関係閣僚会議

第2章 わが国の安全保障と日米関係

第1節 わが国の安全保障の基盤としての日米安全保障体制

第2節 西側の一員としての日本

第3章 防衛政策のフレームワーク

第1節 憲法と自衛権

第2節 国防の基本方針等

第4章 防衛政策

第1節 防衛計画の大綱

第2節 防衛力の運用

第3節 保有すべき防衛力

第4節 56中業

第3部 わが国防衛の現状と課題

第1章 国民と防衛

第1節 国民の意識と防衛問題

第2節 防衛をめぐる諸政党の最近の動き

第3節 国民と自衛隊

第4節 防衛施設の安定使用のための努力

第2章 自衛隊

(略)

第3章 日米防衛協力

(略)

前年登場した「国を守る心」の項目（第3部第1章第1節）はこの年には、第2部第1章第3節「国を守る気概と防衛関連施策」として登場した。「国を守る気概」とは以下のようなものとされている。

今日、わが国は、自由と民主主義を基本理念とする西側先進諸国の一つであり、日本国民は、独特の文化を持ち、美しい郷土に自由で平和な生活を営んでいる。愛国心は、このようなわが郷土への愛着であり、我々の生活共同体が平和のうちに発展することを願う人間自然の情であり、誰しもが持っている心情である。(略) 真の愛国心は、単に平和を愛し、国を愛することだけではない。国家の危急に際し、力を合わせて国を守るという熱意となって現れるものである。侵略からわが国を守るため、最善の努力を尽くすことは、国民一人一人の務めであり、また祖先に対し子孫に対する務めでもあろう。その務めを果たそうとする自覚が愛国心の発露であり、国を守る気概である。

(p.57)

前年版に登場した総合安全保障関係閣僚会議は1980年12月に設置されたが、その後「随時協議を実施しているところである」とされている。(p.59) 記述はわずかに6行のみであるが、それでも第2部第1章第4節「総合安全保障関係閣僚会議」として独立した節となっているのは、高い位置づけが与えられていると見てよいであろう。

日米安全保障体制について日本政府が堂々と「同盟」と呼ぶようになる

のはもう少し後のことだが、白書での安保の位置づけに変化が生じ始めている。第2部第2章第1節「わが国の安全保障の基盤としての日米安全保障体制」を見てみよう。日米安保体制の意義として次のように記されている。

わが国の平和と独立を確保するためには、核兵器の使用を含む全面戦から通常兵器によるあらゆる態様の侵略事態、更には軍事力をもってする政治的影響力の行使といった事態に至るまで、考えられる各種の事態に対応することができ、その発生を未然に防止するための隙のない防衛体制を構築する必要がある。しかし、わが国独自でこのような防衛体制を構築することは不可能であり、日米安全保障体制に大きく依存している。(p.60)

国連の平和維持機能に「依存することはできず」(1970年版)、そのために日米安保体制の意義を認めつつも「一方的な依存であってはならない」(1978年版)としていた。そして、「核の脅威に対する抑止力や通常兵器による大規模侵略に対する対処能力など、わが国の保有する防衛力の足らざるところを米国との安全保障体制に依存している」(1979年版)であったものが、ついにこの年、「日米安全保障体制に大きく依存している」と述べるに至った。日米安保体制の強化とは米国への依存の強化の言い換えにすぎないということであろうか。それを糊塗するためでもなかろうが、日米安保の意義は防衛にとどまらないとしている。

わが国と米国との友好協力関係は、現在のアジアにおける国際政治の基本的な枠組みの重要な柱であり、このような意味から、日米安全保障体制を維持することは、わが国の安全保障のためのみならず、アジアひいては世界の平和と安全の維持に寄与するものである。(p.61)

日米安保にこのような大きな枠組みで高い位置づけを与えたのは、日米の役割分担論議に踏み込み始めたことと無関係ではあるまい。前年5月、鈴木善幸首相とロナルド・レーガン大統領との日米首脳会談後の共同声明において、日本の防衛および極東の安定の確保のためには「日米両国間において適切な役割の分担が望ましい」ことが宣言された。これを受けて早速動き始めたわけであるが、「応分の負担」の名による日本の負担増大を国民に納得させるためには、日本の安全が「日米安全保障体制に大きく依存している」と認識されているほうが好都合である。ソ連の軍備拡張に対抗する米ロナルド・レーガン政権の軍拡に日本も加わることの言い換えとして考案された表現と見ておくべきであろう。この項目「日米安全保障体制の信頼性の確保」は続く第2節「西側の一員としての日本」へと続き、「西側の一員としてその責任を十分自覚し、国際社会においてその地位にふさわしい役割を果たしていくことが求められている」として防衛努力を推進することとなる（p.62）。

このように新たな一步を踏み出すからであろうか、第3部第1章第2節「防衛をめぐる諸政党の最近の動き」が新たに登場し、各政党の防衛政策の要点を紹介している。日米安保の強化に対して国会論戦が熱を帯びることを懸念してのことであろう。